

再就職者による働きかけに係る  
届出の概要

令和5年4月

八尾市公平委員会

# 再就職者による働きかけに係る届出の概要

## 《目 次》

1	再就職者による働きかけ規制とは	2
2	八尾市の取組	2
3	働きかけを受けた場合の公平委員会への届出義務	3
	(1) 届出書の提出	
	(2) 届出義務がある職員	
	(3) 届出をしなかった場合	
4	規制違反行為の通報	4
5	公平委員会による規制違反行為の監視	4
	(1) 任命権者に対する調査の要求	
	(2) 任命権者に対する調査経過の報告要求・意見陳述	
	(3) 公平委員会に対する任命権者の義務	
	[参考] 働きかけ規制違反に係る調査の流れ	5
	再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則	6

## 1 再就職者による働きかけ規制とは

地方公務員法（以下「地公法」という。）等の一部改正により、平成28年4月から、退職管理の適正を確保するため、再就職者（職員であった者であって離職後に営利企業等<sup>(※1)</sup>に再就職した者をいう。以下同じ。）による働きかけを規制する制度が導入されました。

これは、在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が離職後に職員に対してその影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから規制することとされたものです。

働きかけ規制により、再就職者は、離職前に在職していた執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務<sup>(※2)</sup>について、職務上の行為をする（しない）ように要求し、又は依頼してはならないこと等とされ、これに違反した場合は罰則規定等が適用される場合があります。

<sup>(※1)</sup>「営利企業等」とは、営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。

<sup>(※2)</sup>「契約等事務」とは、

- ①本市と再就職先の営利企業等又はその子法人との間で締結される契約に関する事務
  - ②当該営利企業等又はその子法人に対して行われる行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為に関する事務
- のことをいいます。

## 2 八尾市の取組

八尾市では、地公法のほか、八尾市職員の退職管理に関する条例（平成28年八尾市条例第15号）等を定め、退職管理の適正化を図っており、主な規制内容は、次のとおりとなっています。

- ①全ての再就職者について、離職前5年間に在職していた執行機関の組織等の職員に対する働きかけの禁止（離職後2年間）
- ②離職した5年前の日より前に課長級以上の職に就いていた再就職者について、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の職員に対する働きかけの禁止（離職後2年間）
- ③再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分に関する執行機関の組織等の職員に対する働きかけの禁止（期間の定めなし）

また、在職時に課長級以上の職に就いていた者は、営利企業等に再就職した場合は、任命権者への届出が必要です（離職後2年間）。

その他本市における働きかけ規制の詳細については、「八尾市職員の退職管理」（八尾市総務部人事課作成）をご覧ください。

### 3 働きかけを受けた場合の公平委員会への届出義務

#### (1) 届出書の提出

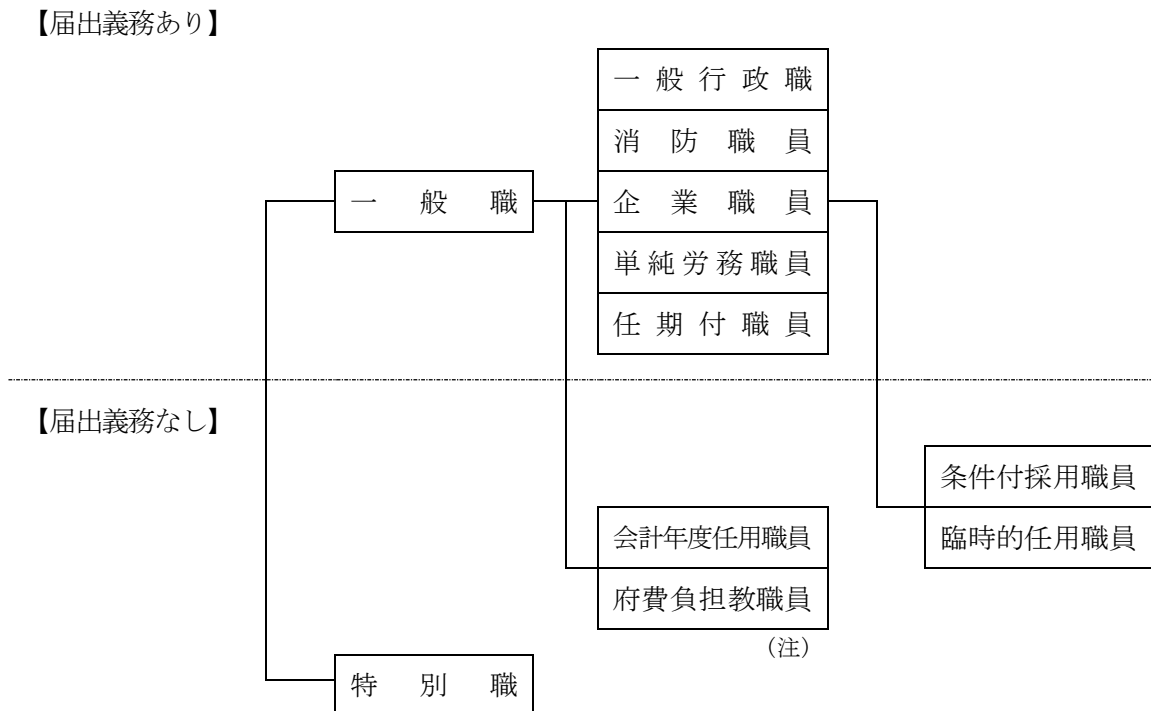
職員は、再就職者から働きかけ規制により禁止される行為を受けた場合は、遅滞なく、公平委員会に届出書（7ページ参照）を提出しなければなりません。（地公法第38条の2第7項）

#### (2) 届出義務がある職員

再就職者から働きかけ規制により禁止される行為を受けた場合に公平委員会に届け出る必要がある「職員」とは、一般職に属する全ての地方公務員（臨時的任用職員、条件付採用職員及び再任用短時間勤務のもの以外の非常勤職員を除く。）です。（第38条の2第1項）

なお、府費負担教職員については、届出先は大阪府人事委員会となります（任命権者が八尾市教育委員会である市費の教育職にあつては、届出先は八尾市公平委員会です。）。

#### 公平委員会への届出義務がある職員の範囲



(注)府費負担教職員にあつては、大阪府人事委員会への届出義務があります。  
(八尾市教育委員会が任命権者の教育職にあつては、八尾市公平委員会への届出義務あり)

#### (3) 届出をしなかった場合

再就職者から働きかけ規制により禁止される行為を受けた職員が公平委員会に届出をしなかった場合は、当該職員は懲戒処分の対象となります。

## 4 規制違反行為の通報

働きかけ規制に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）があれば、第三者であっても公平委員会に通報することができます。

## 5 公平委員会による規制違反行為の監視

公平委員会は、次のとおり、任命権者が実施する規制違反行為に関する調査が適切に行われているか、その開始から終了まで監視する役割を担います。

### (1) 任命権者に対する調査の要求

公平委員会は、再就職者から働きかけ規制により禁止される依頼等を受けた職員からの届出、規制違反行為の疑いに係る任命権者からの報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができます。（地公法第38条の5第1項）

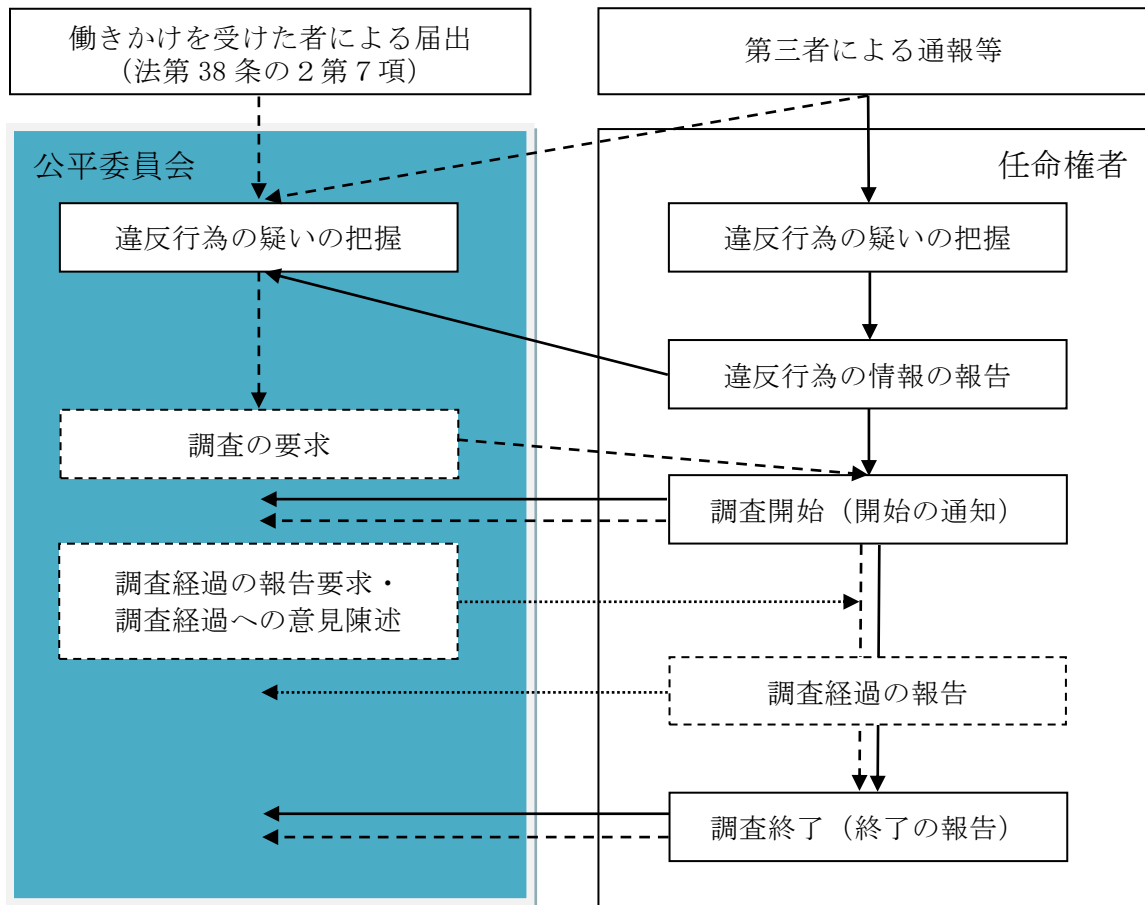
### (2) 任命権者に対する調査経過の報告要求・意見陳述

公平委員会は、任命権者が行う規制違反行為に関する調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べるすることができます。（地公法第38条の4第2項・第38条の5第2項）

### (3) 公平委員会に対する任命権者の義務

- ①職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を公平委員会に報告すること。（地公法第38条の3）
- ②規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、公平委員会にその旨を通知すること。（地公法第38条の4第1項）
- ③規制違反行為に関する調査を終了したときは、遅滞なく、公平委員会に対し、当該調査の結果を報告すること。（地公法第38条の4第3項・第38条の5第2項）

[参考] 働きかけ規制違反に係る調査の流れ





別記様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）八尾市公平委員会委員長

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

届出者	ふりがな 氏名	
	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）	
	所属	職
	連絡先（電話）	
2 要求又は 依頼をした 再就職者の 氏名等	ふりがな 氏名	
	要求又は依頼の日時 年 月 日 時	
	再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
	離職時の所属	離職時の職
3 要求又は 依頼の内容		





再就職者による働きかけに係る届出の概要

発行 平成28年(2016年) 4月1日

(最終改正 令和5年4月)

編集 八尾市公平委員会事務局